

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、社会福祉施設等を運営する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、社会福祉施設等において提供するサービスの安定的な提供体制を維持することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金は、別表の第1欄の事業区分ごとに第2欄の支給対象者に支給するものとする。支給対象者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和7年12月1日現在で所在地が大山町内にある別表の第3欄に掲げる施設等を運営していること。
- (2) 施設等の開設者が県又は市町村（一部事務組合を含む。）ではないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(交付金額)

第4条 本補助金の額は、施設区分・提供するサービス種別等の区分に応じ、別表の第4欄の支給単価に定める額を支給する。

2 補助金の支給は、別表に定める事業区分ごとに1回限りとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、令和8年3月6日までに行わなければならない。

2 交付対象者は、本補助金の交付を受けようとするときは、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものと

する。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為によるもの

(2) 当該交付制度の目的を逸脱する恐れがあるもの

(3) その他町長が不適当と認めるもの

(交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号。次条において「交付決定兼額の確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 交付事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に前条に定める交付決定兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条に規定する請求があったときは、請求書及び添付書類の内容の審査を行い、適正と認めたときは速やかに交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた事業者が、虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月20日から施行する。

(大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 この告示の施行に伴い、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和4年大山町告示第197号）は廃止とする。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、第10条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種 別等の区分（※ ₃ ）	4 支給単価（※ ₃ ）
医療機関等物価高騰 対策支援事業	町内に所在する 診療所、薬局、 施術所を運営す る事業者（法人 又は個人）	診療所（有床）（病床数1床以 上19床以下） ※保険医療機関に限る。	（1）光熱費 ・1施設当たり125,000円（※ ₁ ） ・一般病床1床当たり12,500円を加算 ・療養病床等（※ ₂ ）1床当たり7,500円を加算 （2）食材料費 ・1床当たり2,500円を加算
		診療所（無床）、歯科診療所 ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり100,000円
		薬局 ※保険薬局に限る。	・1施設当たり35,000円
		施術所 ※保険施設に限る。	・1施設当たり25,000円
	※ ₁ 病床数は令和7年12月1日時点とする。 ※ ₂ 療養病床等：療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床 ※ ₃ 令和7年12月1日時点で休床の病床は「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」及び「4 支給単価」の病床数に含 めない。		

高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	町内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人	訪問系施設 ・訪問介護 ・訪問型サービス（独自） ・訪問型サービス（独自／定率） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※訪問型サービスは、「訪問介護」として申請のこと。	令和7年11月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 <区分A> 単 価：1施設当たり75,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和7年11月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和7年11月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 <区分B> 単 価：1施設当たり55,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 <区分C> 単 価：1施設当たり35,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和7年11月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設 ・令和7年11月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。（入所系サービスに含まれる） ・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス(居宅系の地域密着型サービス)の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。た
---------------------------	---------------------------------------	---	---

			だし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※障がい者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系サービスの区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。
		通所系施設 ・通所介護 ・通所型サービス（独自） ・通所型サービス（独自／定率） ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所リハビリテーション ※通所型サービスは、「通所介護」として申請のこと。	・1施設当たり50,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算（※4） ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。（入所系サービスに含まれる） ・一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。
		居宅介護支援事業所	・1施設当たり35,000円

		多機能型施設 ・小規模多機能型居宅介護施設 ・看護小規模多機能型居宅介護施設	・1施設当たり150,000円 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。(入所系サービスに含まれる)
		入所施設・居住系施設A ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム(※ ₅) ・養護老人ホーム(※ ₅) ・短期入所生活介護	・1施設当たり175,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算(※ ₄) ※空床利用型の短期入所生活介護は対象外。空床利用型でなく、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に併設されている場合は、短期入所単体では補助対象としない。両サービスの定員を合算し、本体施設として申請すること。 ※従来型とユニット型の同一入所施設が同じ又は近接している場合は単一の施設とし、入所定員は合算すること。
		入所施設・居住系施設B ・認知症対応型共同生活介護 ・有料老人ホーム(※ ₅) ・サービス付き高齢者向け住宅(※ ₅)	・1施設当たり175,000円 ・定員1人当たり10,000円を加算(※ ₄) ※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当する施設に限る。
	※ ₄ 各施設の定員については、令和7年12月1日現在における指定状況による。 ※ ₅ 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅には、特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を含む。		
障がい者(児)福祉施設等物価高騰対策支援事業	町内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	訪問系施設 ・障害児相談支援	・1施設当たり35,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)
		通所系施設 ・放課後等デイサービス	・1施設当たり27,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。(多機能型施設を含む)

		訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護	令和 7 年 11 月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 ＜区分 A＞ 単 価：1 施設当たり 7 5, 0 0 0 円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和 7 年 11 月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が 1 日あたり 41 回以上の施設 ・令和 7 年 11 月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が 10km 以上の利用者へのサービス提供回数が 1 日あたり 10 回以上の施設 ＜区分 B＞ 単 価：1 施設当たり 5 5, 0 0 0 円 該当施設：区分 A、区分 C のいずれにも該当しない施設 ＜区分 C＞ 単 価：1 施設当たり 3 5, 0 0 0 円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和 7 年 11 月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が 1 日あたり 20 回以下の施設 ・令和 7 年 11 月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が 10km 以上の利用者へのサービス提供回数が 1 日あたり 5 回以下の施設 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系事業所の区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。
		・計画相談支援	・1 施設当たり 3 5, 0 0 0 円 ※計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のうち、複数のサービスを提供する事業所の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。
		・生活介護	・1 施設当たり 7 0, 0 0 0 円 ・定員 1 人当たり 2, 0 0 0 円を加算

			※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。（多機能型施設を含む）
		・ 短期入所	・ 1施設当たり27,000円 ・ 定員数と令和7年11月の実利用者数のうち、少ない人数1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。（多機能型施設を含む）
		・ 就労継続支援B型	・ 1施設当たり27,000円 ・ 定員1人当たり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。（多機能型施設を含む）
		・ 共同生活援助	・ 1施設当たり50,000円 ・ 定員1人当たり3,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合、併給可能。（多機能型施設を含む）
	※各施設の定員については、令和7年12月1日現在における指定状況による。		
児童養護施設等物価高騰対策支援事業	町内に所在する児童養護施設等を運営する事業者	児童養護施設等（入所施設） ・ 児童養護施設 ・ ファミリーホーム ・ 里親	〈児童養護施設〉 ・ 入所児童1人当たり16,000円 〈ファミリーホーム、里親〉 ・ 入所児童1人当たり12,000円 ※児童人数は令和7年12月1日時点とする。

第1号(第5条関係)(医療機関等用)

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所及び所在地
団体名
代表者名
連絡先

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金
(医療機関等物価高騰対策支援事業) 交付申請書

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

1 申請額 円

2 申請内訳

施設区分	施設名	所在地	食材料費高騰に係る支給		光熱費高騰に係る支給		
			許可病床数(床)	支給額(円)	稼働病床数(床)		支給額(円)
					一般	療養等	
合計							

様式第1号(第5条関係) (高齢者福祉施設等用)

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所及び所在地
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 先

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金
(高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業) 交付申請書

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

1 申請額 円

2 申請内訳

[illegible]

様式第1号(第5条関係)(障がい者(児)福祉施設等、児童養護施設等用)

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所及び所在地
団 体 名
代 表 者 名
連 絡 先

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金
(障がい者(児)福祉施設等、児童養護施設等物価高騰対策支援事業) 交付申請書

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

1 申請額 円

2 申請内訳

[illegible]

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

大山町長

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日で申請のあった標記補助金については、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により、下記のとおり交付する（しない）ことに決定したので、同要綱第 7 条の規定により通知します。

記

（交付する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容については、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 円

（交付しない場合）

- 1 不交付の理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大山町を被告として（訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。